小田原市報
第6号
発行所　小田原市役所　小田原市幸1の138
編集兼発行人　石井重治
印刷人　石橋貞吉　小田原市幸1の129

昭和二十五年度追加更正予算等六件を可決
九月臨時市議会

昭和二十五年度追加更正予算等六件を審議する九月臨時市議会は九月十一日午後一時五十三分開会し野島議長より会期を一日と定めて次の案件を逐次上提し終始慎重に審議を重ね夫々原案の通り可決確定し午後六時二十分閉会した。

提出議案

一、昭和二十五年度小田原市歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十五年度小田原市水道事業費歳入歳出追加予算
一、工事の請負について
一、予算外義務負担について（二件）
一、不動産取得について
一、完全給食の実施について
一、足柄小学校建設用地整地について

○経済委員会

八月二十六日午前十時十分より秋山委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査した。

一、観光案内図の構造採択について

○厚生委員会

八月十九日午後三時五分より曾我委員長以下六委員出席の下に次の案件について審査した。

一、児童遊園候補地について

○教育委員会

九月五日午前十一時六分より田島委員長以下十一委員出席の下に次の案件について審査した。

一、昭和二十五年度産麦の超過供出について

九月四日午後一時五十分より秋山委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査した。

一、消防署増築について
一、大新馬場線工事執行について
一、小田原、早川線舗装について

○建設委員会

八月三十一日午後一時三十分より石崎委員長以下八委員出席の下に次の案件について審査した。

一、庶民住宅敷地について

八月三十日午後一時五十分より曾我委員長以下八委員出席の下次の案件について審査した。

常任委員会の動き

○総務委員会

八月三十一日午前十時五十分より山橋委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査した。

一、昭和二十五年度小田原市歳入歳出追加更正予算外五件

九月十一日午前十時五十分より山橋委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査した。

一、固定資産税の減免申請について
一、消防分署の敷地について

九月六日午後二時十五分より山橋委員長以下十一委員出席の下に次の案件について審査した。

一、昭和二十五年度小田原市歳入歳出追加更正予算外五件

九月十一日午前十時五十分より山橋委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査した。

一、不動産の取得について

麦の供出を完遂しよう
小田原市供出進捗率 五二、三%（八月三十日現在）

県の昭和二十五年産麦類の供出確保量一六四、九〇〇石は事前供出割当量一三八、一〇〇石に対し作柄不良のため減額補正二〇、二〇〇石が認められ、その反面四七、〇〇〇石の超過供出割当量を受け決定されたものであつたがその後、県の実情を考慮して一五、〇〇〇石の減額をされ、一四九、九〇〇石と再補正された。これには本年産麦類の不作を予測した農業調整委員会の屢次にわたる陳情もあり、県としては最大限の減額補正数量を獲得したものであつて地区別補正割当は九月七日までに終り、小田原市供出確保数量は二、八八四石となつた。即ちさきに決定をみた三、四二九石から五四五石の減額補正をされたわけで、供出農家の個々に供出なさる量は九月十五日頃までにそれ〳〵示された筈である。

凡そ主食の供出は皆さんが現在の供出割当を完遂にふりかかる幾多の困難を予想されるがこの際供出完遂に全力を傾注して戴きたい。

本市は市役所内に麦類緊急供出対策本部を設け、供出完遂に必要な市の施策を強力に企画し推進している。市役所入口には高さ二間、下幅一間半の供出塔を建設して生産者の供出意欲を盛んにし、市民の関心を呼び高める一方、部落毎に供出速報版を設置、供出完了後は成績優良部落と農家を市が表彰することになつている。又供出促進について兒童の可愛い手になつた純真な習字、図画、標語などを募集しこの作品を戸毎に貼出すこととした

昭和25年産麦供出成績（8月31日現在）

郡市別＼種別	供出確保数量	供出量	進捗率%
横浜市	28.962.0	12.053.100	41.6
横須賀市	713.5	296.577	39.3
川崎市	9.118.0	3.860.400	42.3
平塚市	532.0	320.969	60.3
鎌倉市	485.0	202.908	41.8
藤沢市	6.789.0	2.910.214	42.8
小田原市	2.884.0	1.507.790	52.3
茅ヶ崎市	4.296.0	1.862.477	43.3
三浦郡	1.418.5	539.585	38.0
高座郡	35.171.0	17.223.645	49.0
中郡	34.116.0	26.396.593	77.3
足柄上郡	8.184.0	5.210.000	63.6
足柄下郡	2.272.0	1.421.496	62.5
愛甲郡	11.961.0	4.437.132	37.2
津久井郡	3.043.0	859.690	28.3
計	149.900.0	79.102.576	52.8

二十五年産麦類供出進捗率（九月十五日現在）

地区名	供出割当量	供出実績	供出比率%
足柄	二六二石三〇	一五五石七〇	六〇・〇七
富水	一、〇二四、六七	五八三、九九	五七・〇五
久野	七四〇、一三	三七五、三六三	五〇・六
荻窪	一〇一、一八	六一、〇八	六〇・五
早川	五五、七二	三三、一〇〇	五九・四
大窪	八五、二四	六〇、一	六〇・一
山王一	三九、五二	一八、七三三	四四・四
色			
下府中	五五、二四	六六・五	六〇・〇九
（市総計）	二、八四、〇〇	一、七〇四、〇六	五九・〇九

完遂部落名　中島、府川、板橋、農業生産組合

麦及び大麦の供出割当量は強制的なものである」とされているのである。

幾多の悪条件に災された本年の作柄から見て完納

残暑にもめげず日夜、食糧増産と経済安定のため、ほこりと汗にまみれてお働きの供出農家の皆さん！　特に此

麦類の生産者価格きまる

昭和二十五年度麦類の生産者価格について政府はさき頃より米価審議会の答申を中心に種々検討中であつたが、関係方面の了解を得たので一日に正式に発表された。なお、超過供出価格は一、二五倍である。決定された麦類価格は次の通り（一俵当り包装込み）

大麦正味四五瓩　二等　一、〇四九円　一、〇九九円　三等　九七七円　四等　九一九円
大麦正味五二、五瓩　一等　一、三一六円　一、二三四円　二等　一、二九三円　三等　一、二四六円　四等　一、〇六四円
稗麦正味六〇瓩　一等　一、五六六円　一、五六六円　二等　一、五六六円　三等　一、五〇六円　四等　一、四〇六円
小麦正味六〇瓩　一等　一、五六六円　一、五六六円　二等　一、五六六円　三等　一、五〇六円　四等　一、四〇六円

（註）右価格表の中に含まれる俵代は（一俵当り四七円である）

五等麦価格は未だ決定していない。

秋の城趾を飾る小田原こども文化博覧会の開場迫る

この前の市報でお知らせした通り、十月一日から十一月二十日まで小田原城趾公園で、市制十周年の大きな記念事業として開催する小田原こども文化博覧会は着々工事も進み既に大半完成致しております。

この博覧会は、各方面から絶大な御支援をいただいて準備を進めて来ましたが、今や市内を博覧会一色にぬりつぶそうとしております。

市議会議員も教育関係その他の方々も文字通り東奔西走して活躍しておられ、又小田原駅や各交通関係も全面的な御協力をいただいております。つまり大きな力の結集と総和とによつて盛り上つて来たことはまことに感謝に堪えません。どうか皆様も親戚知己に御宣伝下さつて一人でも多く秋の

小田原へお招き下さるよう御願い申上げます。開期間近な天主閣一帯に一十一月二十日まで小田原度、足を踏み入れた方はこんなに開らけたのか、本当によくなつた、将来観光客は足を止めるに違いないとキットお思いになると存じます。

別の御協力をお願いします。

なお八月三十一日現在県下供出成績は別表のとおりです。（農産課）

お子さん方に一番興味をもつて迎えられ、何度見ても心をひかれるものの一つに動物園があります博覧会も是非動物園を設けたく、小田原市子供会の代表者が古賀上野動物園長へ動物を借して下さるよう御願いに参りました処、純真な子供さんの熱意に動かされて猿、熊狐、狸、山羊を借して下さることにきまりました又一方、遠いタイ国から来た身長四フィート二インチ、体重百貫という、いとも可愛らしい象さんも多くの方々の御骨折りと御親切で買入れることになつて、今、上野動物園でお仲間の花子さんと元気で募し、小田原へ来る日を待つているわけです又「子供の国」のメリーゴランド、飛行塔もすつかり用意がととのい、他の遊園地に見られない丘を一めぐりする二百五十米の流線型豆汽車は完成して早くもお子さん達をよろこばせています。

すでにちゆうせん付前売券の発売も始まり、団体割引券の便もありますので是非御利用下さい。

なにか御不審の点は遠慮なく小田原こども文化博覧会事務局（市役所内電話一、一九〇番）へ御問合せ下さい。

戸籍の窓口
婚姻届について

婚姻届は大略左の通り法律により届出手続を要します。

届出期限＝婚姻届はいつまでに届出をしなければならないという定めはありませんが届出することによつて初めて法律上の効力が生じます。

婚姻届のしてない夫婦に子供が生れますと婚姻届と出生届とを同時に出さなければならないことになります。

そして婚姻届に添付する戸籍抄本を取よせるなど思わぬ日数がかゝりその内出生届の期限（出生の日から十四日以内）に遅れがちで過料を納めなければならない場合も出て来ますから充分御注意願います。

親の同意及び証人＝結婚は男が満十八才、女が満十六才になればできますが未成年者の場合は親の同意が必要です。父母の一方が同意しないときは他の一方の親の同意だけでもよいことになつています。

届出には夫婦と証人二人の署名捺印が必要です。

新戸籍編成＝新しい憲法では昔のように家単位ではなく夫婦単位となりましたので結婚すると原則として（夫又は妻何れか既に戸籍筆頭者であつてその氏を称する婚姻の場合を除く）夫婦だけの新しい戸籍が作られます。

届出地＝届出は夫の本籍地でも妻の本籍地でも又それ以外の夫婦が住んでいる処の市町村の役場でもよいのです。

届出の場所に夫と妻の本籍がある場合は届書は一通だけでよいのですが、夫又は妻の一方の本籍が届出地にない場合には届書は二通出し届出地に本籍のない夫又は妻についてはその戸籍抄本が必要です。

そして届出地に夫婦とも本籍がない場合は届出書は三通と夫婦両方の抄本が必要となります。

抄本は身分事項記載のものを本籍地役場へ郵便で小為替同封の上請求して下さい。なお届出用紙は市役所又は各支所で無料で差上げます。

戸籍筆頭者＝民法の改正によつて戸籍の成立がかわり戸主の制度が無くなり夫婦単位の戸籍になりましたので新戸籍法で新戸籍が編製されるときに一番初めに書きつける人を筆頭者といいます。

なお旧戸籍法の規定により編製せられた戸籍の戸主は新戸籍法では筆頭者と読更えます。筆頭者には従来の戸主の場合のような特別の権利義務はありません（戸籍課）

本年もまたお力添えを
共同募金運動始まる

例年の通り、本年も十月一日から共同募金の運動が全国一斉にくりひろげられます。

小田原市はこの募金運動で毎年立派な成績を挙げて来ましたがこれは第一線で仇いて下さつた募金奉仕者の方々のお力と、市民の皆様が心から国民のたすけあい運動として温い心を寄せられた結果であります。どうか本年の募金も明るいあたたかな心の運動として立派な成績を収められますよう是非皆様の御協力をお願いいたします。本年度の小田原市の目標額は一五六万八千円です。

（市共同募金委員会）

火災予防運動実施について

今年も亦、火災シーズンが参りました。我国の火災に因る損害は莫大な金額に上り、一瞬の裡に貴重な建物や財産が灰燼となることは、国家再建の上から言いましても、本当に残念なことであります。

この秋に当り、来る十月七日から十四日迄の一週間、火災予防運動が全国一斉に展開され、多彩な行事が繰り拡げられます。

当市消防署におきましても、この運動に呼応して、消火訓練等の実施により、火災予思想の普及徹底をはかりたいと考えています。

「サイレン」

なお防火週間中、消防自動車が数回に亘り、サイレンを吹鳴して、消火訓練を行いますから、市民の各位におかれましても本運動の趣旨を充分認識下さつて、巻つて御協力願います。（消防本部）

自転車置場を御利用下さい

今回裁判所塀ぎわに市営の自転車無料置場を開設致しました。

今まで自転車置場がなかつたために玄関前や裏口、さては廊下まで自転車で一杯でしたが、これからは安心して無料で一日何回でも、何時間でも預けられることになりました。

市では係員を常置してお預かりすると共に、市役所内不案内の方のために親切にお教えも致します。

どうぞ御遠慮なく御利用下さい。（秘書課）

地代家賃統制令の改正について

地代家賃統制令が七月十一日に一部改正になり、これに基く新しい地代、家賃の統制額が物価庁告示によつて八月一日から適用実施せられることになりましたが、改正の要点は次の通りであります。これは今まで県知事に届出て認められたもの（停止統制額、認可統制額）が適用されるのであります。

なお改正による地代家賃の算出は計算中でありますから台帳が整備できましたら市の掲示でお知らせいたしますのでこれによつて地代家賃の收受方を願います。

今度の地代家賃の改正による計算のものとは土地台帳法、家屋台帳法によつて土地台帳又は家屋台帳に登録されている「賃貸価格」であつて、七月三十一日まであつた実際の地代や家賃がもとになるのではありません。

第一　地代

一、昭和二十五年七月三十一日現在の地代の停止統制額又は認可統制額に代るべき額（月額）

(1)賃貸価格が設定されていた宅地

第一表によつて算出した額とする。

(2)前号以外の土地

昭和二十四年六月一日物価庁告示によつて定まつた仮の賃貸価格を賃貸価格とみなした場合は第一表によつて算出した額から仮の賃貸価格の一、五倍に相当する額を減じた額に次の区分によつて算出したその土地に対する固定資産税相当額を加算した額とする。

（イ）地目が畑であるもの

第二表（純家賃）

建築完成の時期	対賃価格乗率
昭和十五年以前	二・九
〃　十六年	三・〇
〃　十七年	三・五
〃　十八年	三・六
〃　十九年	五・四
〃　二十年	五・五
〃　二十一年	五・六

第一表　土地

当代坪地（月額）	土地の坪当賃貸価格		当代坪地（月額）	土地の坪当賃貸価格		当代坪地（月額）	土地の坪当賃貸価格	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
			4.59	4.81	4.98	8.87	0.08	〃
			4.80	4.98	5.15	9.14		
1.12	2.11	2.26	5.04	5.15	5.33	9.24	0.08	0.21
1.32	2.26	2.41	5.28	5.33	5.51	9.71	0.21	0.34
1.53	2.41	2.56	5.52	5.51	5.69	9.99	0.34	0.47
1.74	2.56	2.71	5.75	5.69	5.87	10.28	0.47	0.60
1.94	2.71	2.86	5.99	5.87	6.05	10.57	0.60	0.73
2.15	2.86	3.01	6.25	6.05	6.24	10.85	0.73	0.86
2.36	3.01	3.16	6.50	6.24	6.43	11.15	0.86	0.99
2.56	3.16	3.32	6.75	6.43	6.62	11.45	0.99	1.12
2.70	3.32	3.48	7.01	6.62	6.81	11.76	1.12	1.26
2.99	3.48	3.64	7.26	6.81	7.00	12.06	1.26	1.40
3.21	3.64	3.80	7.52	7.00	7.19	12.36	1.40	1.54
3.43	3.80	3.96	7.79	7.19	7.39	12.68	1.54	1.68
3.66	3.96	4.13	8.06	7.39	7.59	12.99	1.68	1.82
3.88	4.13	4.30	8.33	7.59	7.79	13.31	1.82	1.96
4.10	4.30	4.47	8.60	7.79	7.99	13.63	1.96	2.11
4.32	4.47	4.64						
	4.64	4.81						

その土地の賃貸価格の一、八六倍に相当する額

（ロ）地目が畑でないものその土地の賃貸価額の一、五倍に相当する額

二、土地の賃借について

（イ）敷金はもしこれを收受するときは地代の三ケ月分に相当する額以下とする。

（ロ）その他の条件については従前のとおりとする。

第三表　認可統制額に於ける修正率

適用範囲	建築完成の時期	修正率
全国一斉	昭和十四年以前	二、四三倍
〃	〃　十五年	二、一八倍
〃	〃　十六年	二、〇二倍
〃	〃　十七年	一、五四倍
〃	〃　十八年	一、四三倍
〃	〃　十九年	一、二六倍

第四表　建物の一部の家賃についての修正率

適用範囲	建築完成の時期	修正率
全国一円	昭和十五年以前	二、一八倍
〃	〃　十六年	二、一五倍
〃	〃　十七年	一、七九倍
〃	〃　十八年	一、五五倍
〃	〃　十九年	一、三三倍
〃	昭和十九年	一、三倍
〃	〃　二十年	一、二六倍
〃	〃　二十一年	一、二七倍
〃	〃　二十二年	一、二六倍
〃	〃　二十三年	一、二五倍
〃	〃　二十四年	一、一八倍
〃	〃　二十五年	一、一三倍

第二　家賃

一、昭和二十五年七月三十一日現在の家賃の停止統制額に代るべき額（月額）

（イ）純家賃額とは建物の完成時期によつてその賃貸価格に第二表の対賃貸価格乗率を乗じて算出した額

（ロ）地代相当額とは建物の敷地について第一表によつて算出した額又は第二によつて算出された地代家賃の額はこの告示施行前の地代家賃統制額の五倍を超えることは出来ない。

二、昭和二十五年七月三十一日現在の家賃認可統制額に適用される修正率

（イ）家賃（建物の一部についての家賃を除く）についての修正率

第三表参照

（ロ）建物の一部の家賃についての修正率

第四表参照

◎前各号によつて算出した地代又は家賃の額に円位未満の端数が出たときは、その端数はこれを切り捨てる。

「十月の税金について」

新税法にもとづく市の税金については去る八月三十日の市報に「改正市税解説」として全般的な解説をいたしましたが、十月は市民税の納期（第一期分）である関係上簡単にその課税面についての二、三の説明を致し市民各位の納税上の便宜に資したいと存じます。

(1)小田原市に住所がある個人（前年に所得がなかつた者と生活扶助者を除く）…均等割、所得割がかかる

(2)小田原市に住所はないが事務所や家屋敷がある人…均等割がかかる

(3)小田原市内の法人で事務所等がある場合（法人でなくとも代表者又は管理人のある社団、財団を含む）事務所ごとに均等割がかかる

（一）納税義務者には三通りある。

(1)小田原市に住所がある個人（前年に所得がなかつた者と生活扶助者を除く）…均等割、所得割がかかる

(2)小田原市に家屋敷がある場合均等割……六〇〇円

(3)小田原市の法人等均等割

資本金等が百万円未満

一、八〇〇円

全以上　三、〇〇〇円

（二）市民税はいつ、いくら納めるのか。

市民税は（二）によつて計算した額を十月、十二月翌年二月の三回に分納する、各納税額は端数であるが(1)の場合、計算した結果が均等割だけの人及び(2)の場合と(3)の場合には均等割の全額を第一期分の十月におさめることとなる

（四）市民税をおさめないでよい人―均等割を軽減される人―納期内に税金を納めないとどうなるか―税金を前納した場合の報奨等―其他こまかい点については八月三十一日付市報特集号で御諒承願います。

◎次に八月課税された土地家屋に対する固定資産税の收入状況をお知らせ致し、なおもう一息の御協力をお願いしたいと存じます。

固定資産税第一期分調定額（八月）

調定総額

一八、一九〇、二四〇円

八月末日現在收納額

一一、六六四、七五〇円

納税率　六四・一％

最後に住民税、固定資産税の昭和二十五年度分納期を次に掲げておきますから納税準備の参考にして下さい。

八月　固定資産税（土地家屋に対するもの）第一期分

市民税　第一期分

固定資産税（土地家屋に対するもの）第二期分

市民税　第二期分

十月　固定資産税（償却資産に対するもの）第一期分

市民税　第三期分

十一月　固定資産税（償却資産に対するもの）第二期分

市民税　第三期分

二月　固定資産税（償却資産に対するもの）第二期分

（税務課）

広報委員会版

小田原市広報委員会
小田原市役所内

"市税はどう変つたか"

市民の集い

八月十五日夜、本町小学校で「市税はどう変つたか」と題して『市民の集い』が開かれた。

市側より回答者として市長、税務課長その他が出席した。宣伝が足りないためか当夜の参集者は大きな講堂の中に二十名を数えるのみ、七時三十分大村委員開会を告げ、委員長押田氏、司会者となる。

改正市税については市報号外でくはしく説明されているので今更言うこともないが、個人の税金の面については色々疑問もあろうかと存じますので、こゝに攻正市税をとりあげた次第、今夜はお集りも少いので極めて座談的にやつて行きたいと挨拶し、次に市長起つて大要次のような挨拶を行つた。

国税において七百億の減、地方税において四百億の増というわけで地方税について見れば従来より五割増徴であるが、本市の特異性は税收において殆んど従来と変らない（従来の〇、七％増）。これは本市にとつて大きな財源であつた市の入場税及び不動産取得税等がなくなつたことによるのである。しかしかゝる本市の特異性を一応切り離して、今回改正の狙いである地方分権の確立、地方自治の発展という大きな目標に邁進することが大切であると考える。

ここのところ次から次へと税金が出るが、どうかこの点について充分の理解をお願いしたい。

次に税務課長起つて小田原市は市税賦課徴收条例によつて本年度一億五百八十万の税收入を見込んだが、これは一般歳入歳出総額三億三百三十九万円の三四％にあたり、一世帯当り六、七七二円、一人当りにすると一、四〇六円となる、としつて受付で配布されたプリントに基いて説明を行つた後、参集者の質問に入つた。

質問　固定資産税は昔の賃貸価格を基準にするのか。

税務課長　固定資産税は賃貸価格で課税されます。それは評価額が決まるまでの暫定方法です。

質問　固定資産税の基準は賃貸価格であるとされているが、青物町、一丁目は昭和十三年に設定され、そのままでこの賃貸価格を使用することは妥当でない。千度小路にしてもそうだが評価委員会の決定までそのままにして払わないでよいのか。もし払つたら払戻しをして貰えるか。延滞金の払えないのは、どう取扱われるか。

税務課長　税法上、賃貸価格を修正する自由がないので本年度分はそのまま納めて戴く。払戻うんぬんは賃貸価格を標準として課税した以上、その問題はおこらない。納められないという場合であるが非常災害や病気等によつて出費を多額に要した時など担税力が非常に欠けてきたような時には申請により検討の上で減額する方法があるがその他についてはない。

質問　①償却資産は、事業用に供する償却資産ということであるが、現に供しつつあるものと供する筈のものとあるが前者だけ基準に入るのか。

②資産再評価として当然認められねばならぬ漁業権営業権等については償却資産に入るや否や。

税務課長　①現に仂きつつある償却資産は勿論入る。供する筈のもの所謂遊休固定資産又は陳腐化資産でも一応は評価することになるがその際、それらについては割引いて評価される筈である。

②漁業権等は無体財産権であるので課税の対象とはならない。

質問　法人の場合、百万円以上の資本金と百万円未満の資本金では均等割に差があるがその根拠は。

税務課長　これにお答する前に均等割の性質について説明したい。個人、法人の別を問わずそこに住むことによつて市の施設より諸々の福利を享受するのでその反面、負担分任の精神をもつたものが均等割である。法人は固定資産税を相当払い、又、日本再建のための資本の蓄積という点から所得割はかからない資本金が多い規模の大きな会社はそれだけ多く市の福利を蒙るのであるから税法一杯の限度を規定したものである。

質問　財布の底をハタいて出している税金であるから支出面について考えて貰いたい。前号市報の監査報告では判りにくいので、議会費の二七、六％についてもう少し詳細に酒井さんの御説明を願いたい。

酒井委員　詳細に話せと言うことであるが資料も持ち合せがないので記憶を辿つてお話し致します。（と前置きし予算の費目別に数字及びその総予算に対する割合を述べ）小田原市は長期的な借金と一時借入金とを合せて一億一千円の借金があり、年に七百五十万円の利子を払つている。歳出並び歳入の妥当性の確保については色々監査委員として注意をしているのでせん越乍ら御信頼願つて御諒承願いたい。

時刻もすでに九時四十分となつたので、ここに司会者は閉会を宣した。

（その他質問が二、三あつたが紙面の都合で省略）

広報ポスター展示

広報委員会は市図書館と共同で、麦の供出、公衆衛生、貯蓄奨励その他十五種目について広報ポスター作製「市民の集い」その他の機会に展示し、視覚に訴えて一般の輿論を喚起することに努めている。

市民の声

こども文化博覧会開催について

市政十周年を記念し次代を背負う子供の福祉増進、その文化的素養を涵養すると共に観光小田原を全国に紹介するという催しに対し賛同すると共に市民としての協力を惜しまないものである。

此の催しが子を持つ親に対し兒童教育、社会教育に偉大なる貢献をなす事は勿論であるが、此の有意義な催しに対し市民の協力、外来客に対する受入態勢に疑問を持つものである。

近来、市街各商店街ではこぞつて商店街の美化、客えのサービス等活潑なる運動を展開している事は喜ばしい事である。すでに文化博の施設も着々進行されているが、市街地の市民諸君、果して諸君らは準備態勢はどうですか？

関東地方として最初の催しである文化博に兒童教育に心ある者は北の端、南の端より来ることであろう。これらの外来客が駅に降り立ち、市街地通行に馬糞とホコリが散り、空箱がならべてあつた場合を想像して見ましたか。

市街地の商店は皆、店頭をきれいにしたいが、現今の重税時代では非常に苦しくて装飾も出来ない。然しその苦しさの中で何とか工夫して出来るだけきれいにしようではないか苦しければ苦しいなりに、小さければ小さいなりに。そこに営業の合理化、生活の改善が生ずるのである。これでこそ意義ある文化博に即応するのではあるまいか。

市民の皆様、ホコリつぽい道路には水でもまいて、すがゝしい気持で御客様を御迎えしようではありませんか。（原文一部削除）

（綠一の一市民より）